

東日本大震災からの復旧・復興について

東 北 部 会 提 出

東日本大震災の被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力し、復興財源を活用したハード事業は完結したものの、被災者の心のケアや被災企業への支援、農林水産業の再生等に加え、令和5年8月からALPS処理水の海洋放出が開始されており、風評被害への対応等、解決すべき課題が山積しております。

国においては、「第2期復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、種々の支援策が実施されておりますが、被災自治体では、原油価格・物価高騰が市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしているほか、被災者一人ひとりが直面している課題は様々であり、取り巻く社会情勢も大きく変化してきていることから、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応を講じることが重要であります。

よって、人口減少や産業空洞化等の中長期的な課題を抱える被災地全体が持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 「第2期復興・創生期間」における実態に即した財政支援等

「第2期復興・創生期間」における震災復興特別交付税等地方財政措置について、被災地の実情に応じ、継続的な措置を講じること。

2 被災者の生活再建支援等

- (1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。

よって、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する償還期限を延長すること。

また、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成措置を講じること。

- (3) 被災者支援総合交付金で実施している心のケア・見守り等の事業について、被

災者の健康保持・孤立防止のため、生活環境の変化等による体調悪化予防や心のケアを中長期的に継続して推進してきたところである。地域では複合的な課題を抱えている対象者も多く、ケース一人一人を整理の上、対象者個々の状態や状況に応じた必要な支援として、既存事業への移行及び移行先の無い対象者への支援方法について検討を進め、被災者に寄り添った支援への段階的な移行を図る必要があるものの、心の復興には長期的な対応が必要不可欠であることから、交付期間終了後も必要な財政措置を講ずること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、被災自治体の実情に応じた財政支援を講ずること。
- (2) 地元企業や商店街の本格的な復興に向けて、事業継続等に資する金融・税制措置、失われた販路の開拓策などの支援を引き続き講ずること。
- (3) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、被災地への新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講ずること。

4 被災者に対する社会保障等

- (1) 被災自治体において、増大した生活保護世帯の状況を考慮し、恒久的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等、財政措置を講ずること。
- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%に増やし確実に配分するとともに、制度改革に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講ずること。
- (3) 介護保険制度について、財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講ずること。
- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、適正な介護報酬水準の確保を含め、介護従事者の処遇改善や労働環境整備に向けた更なる措置を講ずること。
- (5) 介護保険の給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講ずること。
- (6) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を

講じること。

5 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。
- (3) 震災後の地域医療復興対策として、地域医療再生基金については、被災地の医療実情に応じた対応が可能となるよう使途の弾力化、基金の増額措置等制度の拡充を講じること。

6 今後の防災対策等

地盤沈下に伴う雨水排水対策として雨水排水ポンプ場を増設したが、今後は施設の維持管理に多額の費用が見込まれる。これは被災自治体の特殊な課題であるため、雨水排水施設の維持管理経費について特別な財政措置を講じること。

また、震災の記憶と教訓を後世に伝承していくために、伝承活動を行っている団体等の人材育成、研修、情報交換を行うなど、後世に語り継いでいくための環境整備を検討し取り組むこと。